

livedoor レンタルサーバ SSL利用約款

第1条 約款の適用

1. この「livedoor レンタルサーバ SSLサーバ証明書」サービス利用約款(以下、「本約款」といいます。)は、株式会社ライブドア(以下、「当社」といいます。)が提供する「livedoor レンタルサーバ SSLサーバ証明書」(以下、「証明書」といいます。)発行サービス(以下、「本サービス」といいます。)を利用する法人及び個人(以下、「利用者」といいます。)と当社に対して適用されるものとします。
2. 利用者は、本約款をご承諾のうえ申請を行い、ご利用に際しては本約款を遵守頂きます。なお、本約款とlivedoor レンタルサーバ SSLサーバ証明書を発行する認証局の運用に関する規定を定めた「認証局運用規程」(以下、「CPS」といいます。)の定めに齟齬がある場合、本約款が優先して適用されるものとします。
3. 当社が、利用者に対して発する第3条所定の通知は本約款の一部を構成するものとします。
4. 本約款に規定しない事項については、当社が別途定める「livedoor レンタルサーバ利用約款」(2008年4月1日制定・施行)の規定に従うものとします。

第2条 約款の変更

1. 当社は、利用者の了解を得ることなく本約款を変更することがあるものとします。この場合に、本サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものとします。
2. 変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、当社のWebサイト上のいずれかに表示した時点より、又は電子メールによる通知の場合は利用者へ到達した時点で、効力を生じるものとします。

第3条 当社からの通知

1. 当社は、当社のWebサイトでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、利用者に対し、随時必要な事項を通知するものとします。
2. 前項の通知は、当社が別途定める場合を除き、当社が当該通知を当社のWebサイト上で行う場合はWebサイト上に掲示した時点で、電子メールで行う場合は電子メールが到達した時点より効力を生ずるものとします。なお、当該「到達」とは、当社が送信した電子メールが、利用者がアクセス可能なサーバ内に着信したこととします。当該到達の定義は、本約款内に規定される全ての当社からの電子メールによる通知の規定に適用されるものとします。

第4条 証明書の発行

1. 当社は、利用者が所定の申請手続きを完了後、申請を処理するものとします。当社は、当社

の審査基準に基づき審査し、証明書申請の承認の可否を利用者に通知するものとします。

2. 利用者は、ご利用になる前に当該証明書の記載内容を確認し、誤りがあった場合には直ちに当社に通知しなければならないものとします。通知を受けた当社は、当該証明書を失効し、正規の申請に基づき証明書を再発行するものとします。

第5条 証明書の再発行

当社は、日本ジオトラスト社が発行する証明書の場合を除き、証明書発行後14日以内において、利用者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限り、当該証明書を失効させた後、有効期間を1年間とした証明書を再発行するものとします。再発行に際し、利用者は当社が定める所定の手続きを行う必要があるものとします。

- (1) 証明書に含まれるコモンネームに誤りや変更があった場合。但し、ホスト名(コモンネーム中のドメイン名以外をさします[例:コモンネームwww.livedoor.com において、ホスト名はwwwとなります。])のみの誤りや変更で、且つ同一ドメイン名に限るものとします。
- (2) 申請時に生成した公開鍵及び秘密鍵を誤って紛失した場合
- (3) 申請時に生成した公開鍵及び秘密鍵のパスワードを失念した場合

第6条 証明書の失効

1. 当社は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に証明書を失効させることができるものとします。
 - (1) 利用者から失効の要求があった場合
 - (2) 証明書に含まれる情報に誤りや変更があった場合
 - (3) 利用者が本約款に違反した場合
 - (4) 別途定められた期限内に証明書の対価が支払われなかった場合
 - (5) 利用者の証明書に関連する公開鍵と対をなす、秘密鍵の機密性が喪失した場合
 - (6) 証明書を発行する認証局及び同認証局の上位となる認証局の、秘密鍵の機密性が喪失した場合
 - (7) 当社が証明書の発行サービスを終了する場合
2. 前項による失効と同時に、利用者は証明書を利用する権利を失うものとします。

第7条 禁止事項

1. 利用者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社が認めた方法以外で証明書を利用すること
 - (2) 証明書を改ざんすること
 - (3) 証明書に記載されたドメイン名や組織名以外に関わる公開鍵又は秘密鍵に対して使用すること
 - (4) 当社が認めた範囲外で、証明書及び証明書に関連する秘密鍵を複製し、複数のサーバ

- 上で同時に使用すること
- (5) 他の組織のために使用すること
 - (6) 有効期限切れ又は失効された証明書を使用すること
 - (7) その他法令に違反し、又は公序良俗に反すること
2. 利用者は、上記により発生し得る全ての損害について、当社に一切の損失を発生させないことに合意するものとします。

第8条 当社の役割と義務

当社は、次に掲げる各号の役割と義務を負うものとします。

- (1) CPSを遵守したサービスを提供すること
- (2) 利用者が申請の際に提供する情報を正しく証明書に記載すること

第9条 利用者の役割と義務

利用者は、次に掲げる各号の役割と義務を負うものとします。

- (1) 当社に提出した申請情報がすべて正確であることを保証すること
- (2) 証明書に記載するいかなる情報も、第三者の知的財産権を一切侵害していないことを保証すること
- (3) 証明書に関連する秘密鍵及び秘密鍵の稼動に要する情報(パスワードを含む)を自己の責任において管理すること
- (4) 証明書に含まれる情報に誤りや変更があった場合、また、証明書に関連する公開鍵と対をなす秘密鍵の機密性が喪失した場合、速やかに当社に通知し、失効を要求すること
- (5) 証明書が失効した場合、当該証明書をインストールしているサーバから証明書を削除し、以後いかなる目的にも当該証明書を使用しないこと
- (6) 証明書が失効した場合、当該証明書に関連するセキュアロゴを使用しないこと
- (7) 利用者による本約款の違反や利用者の営業活動により、利用者の証明書を信頼又は使用した第三者が訴訟、請求等を行った場合に、一切の損害(弁護士費用を含む)を当社に補償し、当社に一切の損失が発生しないようにすること
- (8) 利用者が本約款を遵守のうえ証明書を利用することで、当社が利用者の営業若しくは経営上の危険を引受けたものではないということを承諾すること
- (9) 当社のWebサイトを定期的に関連し、本約款及びCPSの変更有無について確認すること

第10条 料金の支払い

利用者は、別途定める証明書の対価をオンラインのクレジット決済、口座振替、若しくは銀行振込で当社に支払うものとします。支払期日到来後の未払い金額に対しては、年14.6%(1年を365日の日割計算とする)の割合による遅延損害金を、当社は請求することができるものとします。

第11条 責任の制限

1. 利用者が本約款を遵守していたにも拘らず、当社が発行した証明書に起因して利用者に損害が発生した場合には、当社に故意又は重大な過失がある場合に限り、当社が賠償責任を負うものとします。
2. 前項の賠償額は、当該証明書により行われた電子署名の数、取引数、損害の数に拘らず、証明書1枚につき1,000,000円を上限とします。
3. 当社が発行した証明書、関連する製品若しくは役務、又は本約款に係わる履行、不履行、不完全履行に関連して発生し得る損害のうち、間接的損害、派生的損害、特別的損害、偶発的損害、及び懲罰的損害による賠償金については、当社による予見の可能性の有無に拘らず、何らの責を負担しないものとします。

第12条 契約の有効期間・解除

1. 本約款による契約は、当社が利用者の申込を承諾し、当社が発行する承諾通知が利用者に到達した日から効力を発し、解除、解約、証明書の有効期間満了、証明書の失効があった場合等に契約終了となるものとします。
2. 当社は、利用者が本約款のいずれかの規定に違反し、当社から相当の期間を定めて是正する旨の催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に違反を是正しないときは、本約款による契約を解除することができるものとします。なお、この規定による解除は、第16条による損害賠償請求を妨げないものとします。
3. 利用者は、第2条に定める本約款の変更不同意の場合、当社が提供するWebサイト上から解除の申請を行い、当社に通知することにより、本約款による契約を解除することができるものとします。利用者の解除通知は、当社がこれを受理し、利用者の証明書を失効した時点で有効となります。ただし、本約款による契約を解除しても、申請時に支払われた料金は返金されないものとします。

第13条 譲渡

利用者は、証明書及び本約款上の権利・義務を譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第14条 サービスの終了

当社は、利用者に対し3ヶ月前までに文書又は電子メールにより通知することにより、本約款による契約を解約し、本サービスを終了させることができるものとします。なお、申請時に支払われた料金は返金されないものとします。

第15条 免責事項

1. 当社は、当社に故意又は重大な過失の無い限り、本サービスの利用に関して利用者が被った損害又は損失などについては、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、第2条（約款の変更）又は第14条（本サービスの終了）に起因して本サービスの利用に際して利用者が被った損害又は損失に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、利用者が本サービスの利用によって、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社の不可抗力により生じた本サービス提供の遅滞、不履行、又は不完全履行について、一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、利用者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。
6. 本サービス利用の際に発生した、電話会社又は各種通信業者より請求される接続に関する費用は、利用者が自己責任において管理するものとし、当社は、いかなる保証も行わないものとします。

第16条 損害賠償の請求

利用者が本約款に反した行為又は不正若しくは違法に本サービスを利用することにより当社に損害を与えた場合、当社は当該利用者に対し、相応の損害賠償の請求(弁護士費用を含む)を行う場合があるものとします。

第17条 紛争解決・管轄裁判所

1. 本約款のいずれかの事項に係わる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、利用者は当社及び当該紛争に係わるその他の当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければならないものとします。
2. 紛争が最初の通知後60日以内に解決されない場合、当該紛争の解決については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 前項に定めるほか、本約款に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 準拠法

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

第19条 分離可能性

本約款の特定の条項が、何らかの理由により無効又は執行不可能であると判断された場合においても、残りの条項は有効とします。

第20条 利用者からの通知

利用者が当社に対してなんらかの通知をする場合は、当社のWebサイト上で定める方法により行うものとします。

(附則)

2008年4月1日 制定・施行

2008年4月22日 改定

2009年5月18日 改定